

BEST INSURANCE FOR BOAT OWNER

ヨット・モーターボート総合保険のご案内



Sanyo Insurance Center Co.,Ltd.

「安心してマリンレジャーをお楽しみいただくために」

ヨット・モーターボート総合保険はご愛用のヨットやモーターボートに生じる事故から皆様をお守りする保険です。楽しいレジャーを安心して満喫いただくためにこの保険をおすすめします。

この保険の特長

特長 1

船体条項が充実しています

- 『プロペラ』『シャフト』『ラダー』『ドライブユニット』の損害を補償します。
- 『エンジンの焼付け』の損害を補償します。
- 『ヨットの場合、セール・マストについて生じた損害』を補償します。
- 航行中・保管中を問わず『台風・突風などの風水害』を補償します。
- 『レース中』（公認、非公認問わず）も補償されます。

特長 2

高額な装備品やオプション品も補償されます

- 安全航行のためのGPS・レーダー・AIS・無線装置など
- 快適なマリンライフのためのエアコン・エンクロージャー・オーニングテントなど
- フィッシングのためのウインチ・スパンカー・アウトリガー・トローリングチェアー・アイパイロットなど

※船体条項のセットが必要となります。

※申込書・明細書等に明記する必要があります。

※老朽化や電氣的・機械的事故などによる損害はお支払い対象外です。

特長 3

優良艇引受に向けた各種資格・装置付帯割引を実施しております

(割引は合算しません)

- JSAFセールナンバー表示艇 10%割引
- AIS設置艇 10%割引
- マリンVHF・国際VHF等無線設備搭載 5%割引
- BAN(プレジャーボート民間救助サービス)加入 5%割引
- 船外機艇割引 15%割引

補償内容について

ヨット・モーターボート総合保険は「基本契約(賠償責任条項・船体条項)」と「オプション」の搭乗者傷害危険補償特約、搜索救助費用補償特約の組み合わせです。

1. 賠償責任条項(基本契約)

契約船舶の所有、使用、管理に起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者(保険の補償を受けられる方)が第三者に対して負担する法律上の損害賠償責任によって被る損害を補償します。

<事故例>



水上バイクと接触して、
相手を死傷させてしまった



ボートと接触して、
相手のボートを破損させた



誤って漁網を
切ってしまった

■被保険者の範囲(この保険で対象となる賠償責任の負担者)

1. 記名被保険者(保険契約申込書記載の被保険者)
2. 記名被保険者の同居の親族で保険の対象となる船舶を使用または管理中の者
3. 記名被保険者の承諾を得て保険の対象となる船舶を使用または管理中の者

ただし、業務上預かった保険の対象となる船舶を使用、管理中の修理・保管・販売・輸送業者等は除かれます。

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険の補償を受けられる方)が所有・使用・管理しているヨット・モーターボートに起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者が第三者に対して負担する法律上の損害賠償を補償します。

例えば、運行中の過失により他船と衝突し、相手方を死傷させたり、船を破損させた場合、または遊泳者を死傷させた場合などがこれにあたります。

■お支払いする保険金

1. 被害者に支払う法律上の損害賠償金
2. 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
3. 争訟になった場合の弁護士報酬、訴訟費用(事前にあいおいニッセイ同和損害保険の承認が必要です。) など

※必ず事前にあいおいニッセイ同和損害保険とご相談のうえ承諾を得て示談等をすすめてください。

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、記名被保険者の故意による損害賠償責任
2. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波／核燃料物質／戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任
3. 保険の対象となる船舶に搭乗中の入または積載物に対する損害賠償責任
4. 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
5. 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害に対する損害賠償責任
6. テロ行為による損害賠償責任(他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎりです。) など

2. 船体条項(基本契約)

契約船舶の保管中、陸上輸送中、けい留中、水上運航中などに被った偶然な事故による損害を補償します。

<事故例>



マリーナの栈橋に衝突してしまい
船体が損傷した



台風でボートが
沈没した



エンジンの焼き付きにより
エンジン自体に損害が生じた

■お支払いの対象となる主な事故

火災、落雷、爆発、他の船舶との衝突、沈没、座礁による破損、曲損、陸上輸送中の交通事故による損害または運航中の風水災による損害などがお支払いの対象となります。ドライブユニットに生じた損害や、エンジン焼付け損害（エンジン自体に生じた損害）も補償の対象となります。

■ご契約の方法

船体条項の保険金額（ご契約金額）は、エンジン部分と船体部分について別々に保険金額を設定してください。保険金額が実際の価額より低い場合は、支払保険金が減額されます。また、保険金のお支払いは保険金額が限度となりますのでご注意ください。被保険船舶には、船体に定着・装備されている標準機器・装備品を含みます。別途申告いただければ標準装備でない付属機器・装備品も、船体保険の対象に含むことができます。ただし、燃料・食料品・その他の消耗品は保険の対象とすることはできません。

■保険金のお支払方法

保険金額を限度に次の算式により保険金をお支払いします。

損害保険金 = <損害額 - 自己負担額> × 保険金額（ご契約金額）※ / 保険価額（時価額）

※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

■損害額について

保険の対象が修理できるときには、保険金額を限度とし、以下の算式により損害額を算出します。

損害額

=

修理費

+

費用

-

修理に際し、部品を交換したり加工を
施したために被保険船舶全体として価値の
増加を生じた場合にはその増加額

修理に伴って生じた
残存物がある場合には
その価額

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者、被保険者などの故意または重大な過失、または法令違反による損害
2. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる損害
3. 契約船舶に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗による損害
4. エンジン（エンジンと一体化した船外機を含みます。）の単独盗難（ただし、艇庫内に保管中または保管業者に委託中の損害は対象となります。）
5. 飲酒、麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦中に生じた損害
6. テロ行為による損害（他の条項・特約を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎり。）
7. 故障損害（偶然な外来の事故に起因しない、電気的作用または機械の稼動に伴って発生した契約船舶の電氣的または機械的事故による損害をいいます。）

など

3. 搭乗者傷害危険補償特約(オプション)

契約船舶に搭乗している方が、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。

<事故例>



他のボートに接触した際に
搭乗者がケガをした



ボートから岸に降りる際に足を
踏み外してケガをした

■お支払いする保険金

ヨット・モーターボートに搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。

1. 死亡保険金

上記のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

▶ 1名あたりの保険金額の全額

2. 後遺障害保険金

上記のケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

▶ 後遺障害の程度により1名あたりの保険金額の100%～4%

3. 医療保険金

上記のケガにより医師の治療を要したとき

▶ 平常の生活もしくは平常の業務に支障がない程度に治療するまでの期間の治療日数に対し、1日につき1名あたりの保険金額の1,000分の1(ただし事故の発生の日からその日を含めて180日限度)

(注1) 事故の内容(ケガの程度)および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうちあいおいニッセイ同和損害保険所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、あいおいニッセイ同和損害保険または取扱代理店までお問合わせください。

1事故あたりの保険金額

×

搭乗者1名ごとの保険金額
搭乗者1名ごとの保険金の合計

=

搭乗者1名あたりの
保険金支払額

■保険金をお支払いできない主な場合

1. 日射、熱射または精神的衝動による身体障害
2. 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
3. 被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦しているときに、その本人について生じた傷害
4. 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
5. 平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風など)
6. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる傷害
7. テロ行為による傷害(他の条項・特約を含む合計金額が10億円以上の場合にかぎります。)

など

4. 搜索救助費用補償特約(オプション)

契約船舶に搭乗している方が遭難したことによって、その搜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。

<事故例>



ボートが遭難したため、他のボートに救助してもらった



ボートが沈没して同乗者が行方不明となったため、搜索活動してもらった

■お支払いする保険金

保険の対象となるヨット・モーターボートに搭乗している者が遭難(行方不明になった場合も含みます。)した際の、搜索・救助あるいは移送等に要した費用をお支払いします。

搜索者等からの請求に基づいて支出した費用のうちあいおいニッセイ同和損害保険が必要かつ有益と認めた費用を搜索救助費用補償特約条項の保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 1.被保険者の故意または重大な過失によって生じたその被保険者にかかわる遭難
- 2.被保険者が飲酒、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で契約船舶を操縦したことによって生じたその被保険者にかかわる遭難
- 3.地震もしくは噴火または津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによって生じた遭難
- 4.契約船舶の使用について、正当な権利を有する者の承認を得ない者によって、契約船舶が操縦された場合の遭難
- 5.テロ行為による遭難(他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合にかぎりまず。) など

対象となる船舶について

対象となる船舶は以下のとおりです。

- (1) 帆走ヨット(トン数を問いません。)
- (2) 総トン数20トン未満の非営業用モーターボート
※非営業用とは営業用でないモーターボートをいいます。
※営業用とは対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。
- (3) 総トン数20トン以上で次の①から③までに掲げる条件のすべてを満たすモーターボート
 - ①一人で操縦を行う構造であるもの
 - ②長さが24メートル未満であるもの
 - ③スポーツ、レクリエーションのみに用いられているもの(漁船や旅客船等の業務に用いられないもの)



お問い合わせ先

<取扱幹事代理店>



株式会社山陽保険センター
Sanyo Insurance Center Co.,Ltd.

マリン事業部 TEL086-201-0782 FAX086-201-6661

本社／〒703-8282 岡山県岡山市中区平井3丁目874番地5
Tel 086-276-7001 Fax 086-276-6838
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

玉野Office／〒706-0011 岡山県玉野市宇野1丁目9-12
Tel 0863-31-1648 Fax 0863-31-1664

津山Office／〒708-0036 岡山県津山市南新座34 アリコベールしんざ 西棟
Tel 0868-35-2725 Fax 0868-35-2734

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

岡山支店 岡山中央支社
〒700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町10-16
あいおいニッセイ同和損保 岡山ビル
<https://www.aioinissaydowa.co.jp>

- このパンフレットはヨット・モーターボート総合保険の概要を説明したものです。
詳細につきましては、「普通保険約款および特約集」、「重要事項のご説明」をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険までお問い合わせください。
なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。
- 契約取扱者が取扱代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約されたものとなります。

Start from the sea.

